

連絡調整部会設置要領

	平成 29 年 11 月 8 日	29 青総青第 750 号
改正	令和元年 12 月 20 日	31 都安総若第 452 号
改正	令和 2 年 8 月 20 日	2 都安総若第 162 号
改正	令和 4 年 3 月 16 日	3 都安総総第 543 号
改正	令和 4 年 11 月 1 日	4 生安若第 415 号
改正	令和 5 年 7 月 1 日	5 生安若第 238 号
改正	令和 6 年 4 月 1 日	6 生安若第 33 号
改正	令和 7 年 4 月 1 日	7 安総若第 14 号

(趣旨)

第1 この要領は、東京都子供・若者支援協議会設置要綱（以下、「協議会設置要綱」という。）第4の規定により、社会的自立に困難を有する若者の自立等に係る関係機関相互の情報共有及び連携強化等を目的とし、実務者会議として連絡調整部会を設置する。

(検討事項)

第2 連絡調整部会は、若者の自立等支援に係る次の各号に定める事項について検討する。

- (1) 関係機関相互の情報共有、連携強化及びネットワーク化に関すること。
- (2) 事例の検討に関すること。
- (3) その他連絡調整部会で協議を必要とする事項に関すること。

(構成)

第3 連絡調整部会は、座長及び委員をもって構成する。

2 委員は、別表に定める職にある者をもって充てる。

4 座長は、都民安全総合対策本部総合推進部若年支援事業課長とする。

5 座長は、委員会を代表し、会務を総理する。

6 座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議の開催)

第4 座長は、必要に応じて連絡調整部会を招集する。

(意見聴取等)

第5 連絡調整部会は、必要があると認めたときは、専門家及びその他の関係者の出席を求めて意見を聞き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6 第3及び第5の規定により会議に出席した者は、正当な理由がなく連絡調整部会の職務に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第7 連絡調整部会の庶務は、都民安全総合対策本部総合推進部若年支援事業課において処理する。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、連絡調整部会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年11月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年12月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年8月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表

	分野	構成機関	職 名
1	教育	東京都教育相談センター	次長
2	保健・医療・福祉	東京都児童相談センター・児童相談所	東京都児童相談センター課長・児童相談所長(代表)
3		東京都立誠明学園	自立支援課長
4		東京都女性相談支援センター	所長
5		東京都発達障害者支援センター	センター長
6		東京都保健所	保健対策課長(代表)
7		特別区保健所	保健予防課長(代表)
8		東京都立(総合)精神保健福祉センター	東京都立多摩総合精神保健福祉センター 広報援助課長
9		TOKYOチャレンジネット	所長
10	矯正・更生保護等	東京保護観察所	首席保護観察官
11		東京都保護司会連合会	事務局長
12		警視庁少年センター	新宿少年センター 主査
13	雇用	厚生労働省東京労働局職業安定部	職業安定課長
14		東京しごとセンター	公益財団法人東京しごと財団 正規雇用対策担当課長
15	子供	東京都子供政策連携室	企画調整課長
16	その他・関係機関	東京都消費生活総合センター	相談課長
17		公益社団法人 被害者支援都民センター	相談支援室長代理
18		東京法務局人権擁護部	第三課長
19		東京都人権プラザ	公益財団法人 東京都人権啓発センター 総務課長
20		日本司法支援センター東京地方事務所	事業部長代行
21		認定特定非営利活動法人育て上げネット	執行役員
22		認定特定非営利活動法人 文化学習協同ネットワーク	若者支援事業統括責任者
23		ひきこもりサポートネット	統括責任者
24		若者総合相談センター	事業責任者
25	事務局	東京都都民安全総合対策本部総合推進部	若年支援事業課長